付記3~付記6 (略)

○動物用生物学的製剤検定基準(平成14年10月3日農林水産省告示第1568号)

(傍線部分は改正部分)

改正後 改正前 診断液の部 診断液の部 オーエスキー病ウイルス糖たん白gⅢ抗体識別用酵素抗体反応キット オーエスキー病ウイルス糖たん白gIII抗体識別用酵素抗体反応キット (略) (略) 1 小分製品の試験 1 小分製品の試験 1.1 (略) 1.1 (略) 1.2 特異性試験 1.2 特異性試験 1.2.1 試験材料 1.2.1 試験材料 1.2.1.1 (略) 1.2.1.1 (略) 1.2.1.2 対照血清 1.2.1.2 対照血清 抗豚熱ウイルス血清(付記2)、抗糖蛋白gⅢ欠損オーエスキー病ウイルス血清(付 抗豚コレラウイルス血清(付記2)、抗糖蛋白gⅢ欠損オーエスキー病ウイルス血 記3)、抗豚丹毒血清(付記4)、参照陽性血清(付記5)、参照陰性血清(付記6) 清(付記3)、抗豚丹毒血清(付記4)、参照陽性血清(付記5)、参照陰性血清(付 及び指示陰性血清を用いる。 記6)及び指示陰性血清を用いる。 1.2.1.3 (略) 1.2.1.3 (略) 1.2.2 (略) 1.2.2 (略) 1.2.3 判定 1.2.3 判定 指示陰性血清に対して抗豚熱ウイルス血清、抗糖蛋白gⅢ欠損オーエスキー病ウイ 指示陰性血清に対して抗豚コレラウイルス血清、抗糖蛋白gⅢ欠損オーエスキー病 ルス血清、抗豚丹毒血清及び参照陰性血清の吸光度値の比は、0.75以上でなければな ウイルス血清、抗豚丹毒血清及び参照陰性血清の吸光度値の比は、0.75以上でなけれ らず、参照陽性血清の吸 光度値の比は、0.64以下でなければならない。 ばならず、参照陽性血清の吸光度値の比は、0.64以下でなければならない。 1.3 (略) 1.3 (略) 付記1 (略) 付記1 (略) 付記2 抗豚熱ウイルス血清 付記2 抗豚コレラウイルス血清 豚熱ウイルスGPE⁻株で免疫した豚の血清で、中和抗体価64倍以上のもの 豚コレラウイルスGPE-株で免疫した豚の血清で、中和抗体価64倍以上のもの ただし、免疫に用いる豚は、適当と認められた規格の豚を用いる。 ただし、免疫に用いる豚は、適当と認められた規格の豚を用いる。

付記3~付記6 (略)